

# 様式 1

年 月 日

奈井江町長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名

印

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。

## 記

### 1 施設の名称及び所在地

|        |  |
|--------|--|
| 施設の名称  |  |
| 施設の所在地 |  |

### 2 提出書類

- (1) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
- (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (4) グループにより応募する場合は共同企業体協定書及びグループ応募構成書
- (5) 申込資格に関する申立書
- (6) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）  
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (7) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (8) 管理に係る収支計画書
- (9) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (10) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
- (11) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
- (12) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (13) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (14) 類似施設の管理運営実績
- (15) 緊急時における連絡体制

※ 提出する書類にレ点を記入すること。

### 3 担当者連絡先

|  |
|--|
|  |
|--|

グループ応募構成書

平成 年 月 日

奈井江町長 北 良 治 様

|       |  |
|-------|--|
| 申請施設名 |  |
|-------|--|

・代表団体

法人・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_ 担当者

・構成団体

法人・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_ 担当者

・構成団体

法人・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_ 担当者

・構成団体

法人・団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_ 担当者

※ 記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

## 様式 2 - 2

### 指定管理者制度に係る共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○○の管理運営業務（以下「管理業務」という。）

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 町 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、管理業務の指定期間の満了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、管理業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、奈井江町と折衝する権限並びに指定管理者の候補者選定に係る申請書、指定管理業務に係る協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、管理業務について奈井江町と協定内容の変更があつても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに管理業務の履行に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、管理業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、管理業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、管理業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(管理業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、奈井江町及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち管理業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、奈井江町の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して管理業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときの残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、管理業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び奈井江町の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを

準用するものとする。

(管理業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが管理業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第 15 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び奈井江町の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、管理業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇外△社は、上記のとおり□□□□□□□共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自が所持するとともに 1 通を奈井江町長に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体

|     |        |   |
|-----|--------|---|
| 代表者 | 住所     |   |
|     | 商号又は名称 |   |
|     | 代表者氏名  | 印 |
| 構成員 | 住所     |   |
|     | 商号又は名称 |   |
|     | 代表者氏名  | 印 |
| 構成員 | 住所     |   |
|     | 商号又は名称 |   |
|     | 代表者氏名  | 印 |

様式 3

申請資格申立書

年 月 日

奈井江町長 様

法人・団体名

法人・団体住所

代表者名

印

\_\_\_\_\_の指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

- 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同行を準用する場合を含む。）の規定により奈井江町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- 国税及び地方税の納税義務がない  
(理由)

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

## 様式4 ないえ温泉施設等指定管理業務事業計画書

### I 施設の管理運営に関する基本的な考え方・方策

|   |  |
|---|--|
| 1 | 平等利用の確保及びサービスの向上                                       |
|   | (1) 利用者の平等な利用の確保の方策及び受付、窓口などにおける利用者への対応方策・体制           |
|   | 【基本的な考え方・方策】   |
|   | ・  |
|   | ・  |
|   | (2) 利用者ニーズの把握と苦情に対する改善の方策                              |
|   | 【基本的な考え方・方策】   |
|   | ・  |
|   | ・  |
|   | (3) 接客等従業員の育成  |
|   | 【基本的な考え方・方策】   |
|   | ・  |
|   | ・  |
|   | (4) 施設の衛生、美観保持の方策                                      |
|   | 【基本的な考え方・方策】   |
|   | ・  |
|   | ・  |
| 2 | 施設の効用の最大限の発揮   |
|   | (1) 開館時間、休館日及び利用料金の設定の方策（利用者を増加させるための方策、効率的な管理運営の観点から） |
|   | 【基本的な考え方・方策】   |
|   | ・  |
|   | ・  |
|   | (2) 温浴、宿泊プラン、食事メニュー、物販、送迎等の企画・提案の方策（ツアー等の自主的な取組を含む。）   |
|   | 【基本的な考え方・方策】   |
|   | ・  |
|   | ・  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>(3) 施設の広報、広告、その他の営業活動の方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>                 |
| 3-1 | 適切な維持及び管理  |
|     | <p>(1) 建物、設備等施設を適正に維持管理していくための方策（運転、点検、保守等）</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul> |
|     | <p>(2) 日常管理及び緊急時の利用者の安全確保の方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>                |
|     | <p>(3) 維持修繕、更新等の必要箇所の早期発見、計画立案のための方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>        |
| 3-2 | 経費の縮減  |
|     | <p>(1) 町が支出する費用の縮減のための方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>                    |
|     | <p>(2) 剰余金が発生した場合の方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>                        |
| 4   | 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力  |
|     | <p>(1) 統括責任者、調理責任者、その他の各部門における人材・人員の確保の方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>   |

|  |
|--|
| <p>(2) 適正な労働環境の確保及び町内雇用確保の方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>  |
| <p>(3) 町との協議、報告、その他の連携に関する方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>  |
| <p>5 その他</p> <p>・ 地場産品の活用のほか地域の経済効果の増進に関する方策及び町内関係機関、施設との連携、町内行事への参加の方策</p> <p>【基本的な考え方・方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul> |

Ⅱ 年間事業計画（通年：10月～9月）

|     | 事業内容        |                |     |
|-----|-------------|----------------|-----|
|     | 施設の維持・管理・保守 | 施設設置効果を増進させる取組 | その他 |
| 10月 |             |                |     |
| 11月 |             |                |     |
| 12月 |             |                |     |
| 1月  |             |                |     |
| 2月  |             |                |     |
| 3月  |             |                |     |
| 4月  |             |                |     |
| 5月  |             |                |     |
| 6月  |             |                |     |
| 7月  |             |                |     |
| 8月  |             |                |     |
| 9月  |             |                |     |

## 様式4別紙

平成28年度 ないえ温泉施設等指定管理者募集

### 事業計画書作成要領

#### 1 施設の管理運営に関する基本的な考え方・方策

- ・この項目は、事業者の基本的な考え方と、管理運営の方策の提案、その具体性等について記載するものである。
- ・町が示した募集要綱、施設の管理運営基準（要求水準書）及び付属資料を参考にすること。
- ・各項目における「基本的な考え方」とは、事業者が有する他施設等における経験・ノウハウ及び町が示した要求水準を踏まえて、本施設における事業者の基本的な方針、取り組もうとする方策を記載すること。
- ・各項目における「方策」とは、上記の「基本的な考え方」に基づいて、実施を計画する具体的な方策等について記載すること。特に開館時間、休館日及び利用料金の設定（2の(1)）は、具体的に提案内容を記載すること。
- ・各項目について、イラスト、グラフ、写真等を用いることを可とする。表内に入りきらない場合は、別紙によることを可とする。（その場合は、どの項目の説明資料か明確にすること。）
- ・表における行の幅は、示した様式は例示として、事業者の提案内容に応じて適宜拡張して記載すること。

#### 2 年間事業計画

- ・この項目は、上記1の基本的な考え方とその方策について、より具体的であるか、又は実現可能性があるかについて確認するための項目である。したがって、応募の段階で未確定な部分は、できるだけ上記1において記載することが望ましい。
- ・運営開始後の何年度目かに関わらず、10月を初めとして9月を終わりとする1年間の各月において計画する事業について記載すること。
- ・「施設の維持・管理・保守」については、施設、設備、備品等の維持、管理、及び保守の作業時期、作業内容について記載すること。
- ・「施設設置効果を増進させる取組」については、町が要求水準書に示した当該項目及び事業者が計画するものについて、その時期及び内容を記載すること。
- ・「その他」には、上記以外のものがあれば記載すること。

様式5 ないえ温泉施設等指定管理業務収支計画書

【 年目(平成 年10月～平成 年9月)】

収入-支出 0

| 費目          | 計画額(千円) |     |     | 積算基礎等 | 備考 |
|-------------|---------|-----|-----|-------|----|
|             | 大項目     | 中項目 | 小項目 |       |    |
| ■収入         |         |     |     |       |    |
| 収入合計        | 0       |     |     |       |    |
| 売上高         | 0       |     |     |       |    |
| 売上高         | 0       |     |     |       |    |
| 温泉一般入浴売上    |         |     |     |       |    |
| 温泉福祉入浴券入浴売上 |         |     |     |       |    |
| 宿泊売上        |         |     |     |       |    |
| 宴会          |         |     |     |       |    |
| レストラン       |         |     |     |       |    |
| 売店・自販機      |         |     |     |       |    |
| その他         |         |     |     |       |    |
| 雑収入         | 0       |     |     |       |    |
| 町補助金        | 0       |     |     |       |    |
| 福祉入浴券補助金    |         |     |     |       |    |
| 町委託料        | 0       |     |     |       |    |
| 管理費用        |         |     |     |       |    |
| その他         | 0       |     |     |       |    |
|             |         |     |     |       |    |
|             |         |     |     |       |    |
|             |         |     |     |       |    |

| 費目                 | 計画額(千円) |     |     | 積算基礎等 | 備考    |
|--------------------|---------|-----|-----|-------|-------|
|                    | 大項目     | 中項目 | 小項目 |       |       |
| ■支出                |         |     |     |       |       |
| 支出合計               | 0       |     |     |       |       |
| 売上原価               | 0       |     |     |       |       |
| 売上原価               | 0       |     |     |       |       |
| 宴会                 |         |     |     |       |       |
| レストラン              |         |     |     |       |       |
| 売店・自販機             |         |     |     |       |       |
|                    |         |     |     |       |       |
|                    |         |     |     |       |       |
| 一般管理費              | 0       |     |     |       |       |
| 人件費                | 0       |     |     |       |       |
| 施設管理諸費用            | 0       |     |     |       |       |
| 管理関係手数料            | 0       |     |     |       |       |
| 燃料費                | 0       |     |     |       |       |
| A重油                |         |     |     |       | 見直し対象 |
| ガソリン               |         |     |     |       |       |
| 軽油                 |         |     |     |       | 見直し対象 |
| ガス                 |         |     |     |       |       |
| その他                |         |     |     |       |       |
| 水道光熱費              | 0       |     |     |       |       |
| 施設本体電気料(業務用一般)     |         |     |     |       | 見直し対象 |
| 露天風呂ヒーティング電気料(融雪用) |         |     |     |       | 見直し対象 |
| 野立て看板電気料(従量電灯A)    |         |     |     |       | 見直し対象 |
| 水道料(温泉業務用)         |         |     |     |       |       |
| 水道料(改善センター業務用)     |         |     |     |       |       |
| 修繕料                | 0       |     |     |       |       |
| 外部委託費              | 0       |     |     |       |       |
| 自家用電気工作物保安         |         |     |     |       |       |
| 浄化槽維持管理            |         |     |     |       |       |
| 一般廃棄物ごみ処理          |         |     |     |       |       |
| カメムシ・鼠駆除           |         |     |     |       |       |
| ダムウェーター保守          |         |     |     |       |       |



## 様式 5 別紙

平成 28 年度 ないえ温泉施設等指定管理者募集

## 収支計画書作成要領

## 1 共通事項

- ・収支計画書の額は、1年分の計画を記載すること。
- ・指定期間（5年間）を通じて各年目の計画が異なる場合は、各年目分を作成し、提出しても差し支えない。その場合は、計画書の頭にどの期間に関するものかを記載すること。
- ・原則として、表内の網掛け部分以外（無色のセル）に記入すること。
- ・「計画額（千円）」の欄の網掛け部分には、計算式が入っていることから、変更しないこと。
- ・各費目の計画額は、千円単位で記載し、消費税を含んだ額（消費税の対象となる費目に限る。）として記載すること。
- ・収入における預かり消費税及び支出における支払消費税並びに納税する消費税額は、いずれもこの表の計画額の対象外とすること。
- ・利用者が支払う入湯税及び指定管理者が町に納税する入湯税は、いずれもこの表の対象外とすること。
- ・積算基礎の欄には、単価、数量のほか、必要な事項を記載すること。ただし、すべての項目について記載を求めるものではない。

## 2 収入

## (1) 売上高

- ・町が示した利用実績（資料3）から目標とする利用者数の計画を立て、事業者が計画する利用料金等の単価、事業者が計画する利用時間等から、表に記載した各部門の売上見込額を積算すること。
- ・町の積算において、温泉施設の利用者数の目標を次のとおり設定した。

| 部門      | 延べ人数（人）  |
|---------|----------|
| 温泉入浴    | 90,000 人 |
| うち一般入浴  | 77,700 人 |
| 福祉入浴券入浴 | 12,300 人 |

- ・利用料金の設定は、施設設置効果の増進を図る観点及び収支状況を踏まえて適切なものとする。なお、町としては従前と同水準の料金体系を基本と

する。(これにかかわらず、利用増進、収益向上等に資するものとした料金体系の提案を妨げるものではない。)

- ・利用料金の額には、入湯税が含まれるものであること。
- ・入湯税の額は、日帰り入浴 100 円/人、宿泊入浴 150 円/人の予定である。(子ども及び福祉入浴券入浴者は免除)

## (2) 雑収入

### ア 町補助金

- ・福祉入浴券（老人入浴券・障がい福祉入浴券）の町補助金の収入見込額を記載すること。
- ・福祉入浴券の町補助金単価は、入浴料金から入湯税及び自己負担額（120 円/人）を差し引いた額となる。

（例）入浴料金が 520 円の場合

補助金単価＝入浴料金 520 円－入湯税 100 円－自己負担 120 円＝300 円

- ・町の積算において、福祉入浴券利用者の見込は、年間 12,300 人である。

### イ 町委託料（管理費用）

- ・町が指定管理者に支払う管理費用の見込額について記載すること。
- ・管理費用の額は、事業者が見込む収支において不足する額とすること。

## 3 支出

### (1) 売上原価

- ・各部門における賄材料、飲料仕入、売店・自販機仕入に相当する額を記載すること。

### (2) 一般管理費

#### ア 人件費

- ・常雇用及びパートタイム従業員の賃金、諸手当、法定福利費、健診料等、従業員に関する費用の見込を記載すること。

#### イ 施設管理諸費用

- ・厨房、清掃、施設管理、浴場、客室、事務・管理等の各部門において日常的に使用する消耗的物品に関する費用等の見込を記載すること。

#### ウ 燃料費

- ・A重油、ガソリン、軽油、プロパンガス等の燃料に要する費用の見込を記載すること。
- ・A重油及び軽油は、単価の増減により管理費用の変更の対象となることか

ら、計画単価及び積算数量を明らかにすること。

- ・町の積算において用いた数量は、次のとおり。

|        |                   |
|--------|-------------------|
| A重油    | 年間 300,000 リットル程度 |
| プロパンガス | 月間 385 立方メートル程度   |

#### エ 水道光熱費

- ・電気料について、これまでの実績に基づく契約種別及び数量等（町が積算に用いた値）は、次のとおりである。

| 区分              | 契約種別                 | 実績・町積算数値   |
|-----------------|----------------------|--|
| 施設本体            | 業務用電力<br>(ウィークエンド料金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大需要電力 (デマンド値) 85kw 程度</li> <li>・力率 85%~100%</li> <li>・月間最大使用量 40,000kwh 程度</li> </ul> |
| 露天風呂<br>床ヒーティング | 融雪電力B                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約数量 5kw</li> <li>・月間最大使用量 1,000kwh 程度</li> </ul>                                      |
| 野立て看板<br>(施設入口) | 従量電灯A                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約数量 5A</li> <li>・月間最大使用量 90kwh 程度</li> </ul>  |

- ・水道料について、これまでの実績に基づく契約種別及び数量等（町が積算に用いた値）は、次のとおりである。

| 区分         | 料金種別 | 実績・町積算数値  |
|------------|------|---|
| 温泉施設       | 業務用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 15t まで 3,672 円</li> <li>・従量単価 277 円/t</li> <li>・月間使用量 1,340t 程度</li> </ul> |
| 農業構造改善センター | 業務用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金・従量単価 上記と同じ</li> <li>・月間使用量 5t 程度</li> </ul>                                |

#### オ 修繕料

- ・修繕料の見込額を記載すること。なお、町と指定管理者とのリスク分担において、修繕料の年間基本額は 1,000,000 円である。

#### カ 外部委託費

- ・表に掲げられている項目は、これまでの実績等により外部発注が見込まれる業務であることから、外部へ発注することなく自ら行うことを妨げるものではない。

- ・各業務の概要は、次のとおりである。

| 業務             | 概要   |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
|----------------|--|-----------|------|--------|---|--------------------------|-----------------|----------------|-----------------------------|-----------|--|---------|-----------|--------|-------------|
| 自家用電気工作物保安     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時発電容量 285KVA</li> <li>・非常用予備発電装置 20KVA</li> </ul>   |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| 浄化槽維持管理        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽容量等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設規模</th> <th>処理水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温泉施設</td> <td>合併処理<br/>長時間ばっ気<br/>600 人槽</td> <td>BOD 30ppm</td> </tr> <tr> <td>農業構造改善<br/>センター</td> <td>合併処理<br/>沈殿物離槽<br/>80 人槽</td> <td>BOD 60ppm</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>   |           | 施設規模 | 処理水質   | 温泉施設  | 合併処理<br>長時間ばっ気<br>600 人槽 | BOD 30ppm       | 農業構造改善<br>センター | 合併処理<br>沈殿物離槽<br>80 人槽      | BOD 60ppm |  |         |           |        |             |
|                | 施設規模   | 処理水質      |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| 温泉施設           | 合併処理<br>長時間ばっ気<br>600 人槽   | BOD 30ppm |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| 農業構造改善<br>センター | 合併処理<br>沈殿物離槽<br>80 人槽   | BOD 60ppm |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| 一般廃棄物ごみ処理      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の回収・運搬を行う。</li> </ul> </li> </ul>  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| カメムシ・鼠駆除       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各建物内部及び周辺におけるカメムシの発生状況を点検する。</li> <li>・一定の回数、薬剤散布によるカメムシの駆除を行う。</li> <li>・館内各所における鼠族の発生状況を点検する。</li> </ul> </li> </ul>  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| ダムウェーター保守      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備 クマリフト製 M-300 型（1～2 階用）1 台</li> <li>・業務内容 点検、調整、清掃、注油等</li> </ul>  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| 機械設備総合点検       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉施設、農業構造改善センターのボイラー、ろ過機、ポンプ等の点検、整備を行う。</li> </ul> </li> <li>・主な対象機器 <p>【温泉施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水ボイラー</td> <td>前田式 MFV-1200A-35N 1 台<br/>前田式 MFV-800A-25N 1 台</td> </tr> <tr> <td>ろ過機</td> <td>アスカ製 HMS-30 3 台</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td>P21-VLJ 2 台<br/>M10-MFML 1 台</td> </tr> <tr> <td>ポンプ類</td> <td>源泉室ポンプ、加圧給水ポンプ、浴槽加温ポンプ、オイルポンプ、商かポンプ、温水用ポンプ、給湯ポンプ</td> </tr> <tr> <td>ブロアーポンプ</td> <td>(バイブラ浴槽用)</td> </tr> <tr> <td>館内機械設備</td> <td>各暖房、換気扇、配管等</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> | 種別        | 規格等  | 温水ボイラー | 前田式 MFV-1200A-35N 1 台<br>前田式 MFV-800A-25N 1 台 | ろ過機                      | アスカ製 HMS-30 3 台 | 熱交換器           | P21-VLJ 2 台<br>M10-MFML 1 台 | ポンプ類      | 源泉室ポンプ、加圧給水ポンプ、浴槽加温ポンプ、オイルポンプ、商かポンプ、温水用ポンプ、給湯ポンプ | ブロアーポンプ | (バイブラ浴槽用) | 館内機械設備 | 各暖房、換気扇、配管等 |
| 種別             | 規格等  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| 温水ボイラー         | 前田式 MFV-1200A-35N 1 台<br>前田式 MFV-800A-25N 1 台  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| ろ過機            | アスカ製 HMS-30 3 台  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| 熱交換器           | P21-VLJ 2 台<br>M10-MFML 1 台  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| ポンプ類           | 源泉室ポンプ、加圧給水ポンプ、浴槽加温ポンプ、オイルポンプ、商かポンプ、温水用ポンプ、給湯ポンプ   |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| ブロアーポンプ        | (バイブラ浴槽用)  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |
| 館内機械設備         | 各暖房、換気扇、配管等  |           |      |        |   |                          |                 |                |                             |           |  |         |           |        |             |

|           | <p>【農業構造改善センター】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水ボイラー</td> <td>前田式 PKV-200A-H5N 1台</td> </tr> </tbody> </table>   | 種別 | 規格等 | 温水ボイラー   | 前田式 PKV-200A-H5N 1台  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
|-----------|---|----|-----|----------|--|--------|---------------------------------|--------|--|-----------|---|-----|-----------------------------|---------|---|------|----------------|--------|-----------------------------|
| 種別        | 規格等   |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 温水ボイラー    | 前田式 PKV-200A-H5N 1台   |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 消防設備保守点検  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容</li> <li>・消防設備の点検及び監督行政庁へ点検結果の届出を行う。</li> <li>・主な対象機器</li> </ul> <p>【温泉施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>受信機 P 型 1 級 (15 回線) 1 台<br/>差動式スポット型感知器 61 個<br/>定温式スポット型感知器 48 個<br/>煙感知器 18 個<br/>発信機 9 個<br/>電鈴 9 個<br/>表示灯 9 個<br/>電源装置 1 式</td> </tr> <tr> <td>防火排煙設備</td> <td>煙感知器 3 個<br/>熱感知器 1 個<br/>防火扉 2 台</td> </tr> <tr> <td>非常放送設備</td> <td>増幅器 (出力 100~200W) 1 台<br/>スピーカー回線 (10 回線) 1 式<br/>スピーカー 55 個<br/>電源装置 1 式</td> </tr> <tr> <td>誘導灯及び誘導標識</td> <td>避難口灯 (小型) 2 個<br/>避難口灯 (中型) 6 個<br/>避難口灯 (大型) 3 個<br/>通路灯 (中型) 6 個</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>粉末消火器・加圧 24 本<br/>強化液消火器 1 本</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>加圧送水装置 1 台<br/>ポンプ操作盤 1 面<br/>呼水装置 1 式<br/>消火栓 (屋内型) 9 台</td> </tr> <tr> <td>避難器具</td> <td>緩行機 (2 階用) 1 台</td> </tr> <tr> <td>火災通報装置</td> <td>火災通報装置本体 1 台<br/>呼び出し電話機 1 個</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 規格等 | 自動火災報知設備 | 受信機 P 型 1 級 (15 回線) 1 台<br>差動式スポット型感知器 61 個<br>定温式スポット型感知器 48 個<br>煙感知器 18 個<br>発信機 9 個<br>電鈴 9 個<br>表示灯 9 個<br>電源装置 1 式 | 防火排煙設備 | 煙感知器 3 個<br>熱感知器 1 個<br>防火扉 2 台 | 非常放送設備 | 増幅器 (出力 100~200W) 1 台<br>スピーカー回線 (10 回線) 1 式<br>スピーカー 55 個<br>電源装置 1 式 | 誘導灯及び誘導標識 | 避難口灯 (小型) 2 個<br>避難口灯 (中型) 6 個<br>避難口灯 (大型) 3 個<br>通路灯 (中型) 6 個 | 消火器 | 粉末消火器・加圧 24 本<br>強化液消火器 1 本 | 屋内消火栓設備 | 加圧送水装置 1 台<br>ポンプ操作盤 1 面<br>呼水装置 1 式<br>消火栓 (屋内型) 9 台 | 避難器具 | 緩行機 (2 階用) 1 台 | 火災通報装置 | 火災通報装置本体 1 台<br>呼び出し電話機 1 個 |
| 種別        | 規格等   |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 自動火災報知設備  | 受信機 P 型 1 級 (15 回線) 1 台<br>差動式スポット型感知器 61 個<br>定温式スポット型感知器 48 個<br>煙感知器 18 個<br>発信機 9 個<br>電鈴 9 個<br>表示灯 9 個<br>電源装置 1 式  |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 防火排煙設備    | 煙感知器 3 個<br>熱感知器 1 個<br>防火扉 2 台   |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 非常放送設備    | 増幅器 (出力 100~200W) 1 台<br>スピーカー回線 (10 回線) 1 式<br>スピーカー 55 個<br>電源装置 1 式  |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 誘導灯及び誘導標識 | 避難口灯 (小型) 2 個<br>避難口灯 (中型) 6 個<br>避難口灯 (大型) 3 個<br>通路灯 (中型) 6 個   |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 消火器       | 粉末消火器・加圧 24 本<br>強化液消火器 1 本   |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 屋内消火栓設備   | 加圧送水装置 1 台<br>ポンプ操作盤 1 面<br>呼水装置 1 式<br>消火栓 (屋内型) 9 台   |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 避難器具      | 緩行機 (2 階用) 1 台  |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |
| 火災通報装置    | 火災通報装置本体 1 台<br>呼び出し電話機 1 個   |    |     |          |  |        |                                 |        |  |           |   |     |                             |         |   |      |                |        |                             |

| 【農業構造改善センター】 |  |
|--------------|--|
| 種別           | 規格等  |
| 自動火災報知設備     | 受信機 P 型 1 級 (15 回線) 1 台<br>差動式スポット型感知器 14 個<br>定温式スポット型感知器 2 個<br>煙感知器 7 個<br>発信機 2 個<br>電鈴 3 個<br>表示灯 2 個<br>電源装置 1 式   |
| 消火器          | 粉末消火器・加圧 6 本<br>強化液消火器 2 本   |
| 自動扉保守        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動扉の点検、調整等を行う。</li> </ul> </li> <li>・対象機器 引分自動扉 2 台</li> </ul>  |
| 地下タンク清掃保守    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下タンク及び埋設配管の清掃点検及び漏えい検査を行う。</li> </ul> </li> <li>・対象機器 A 重油地下タンク 10kL 吸引管 2ヶ所</li> </ul>  |
| 電話交換設備保守     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル電話交換機、屋内配線、電話機の保守、点検、消耗品の交換等を行う。</li> </ul> </li> </ul>   |
| 窓ガラス臨時清掃     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス、網戸の特別清掃を行う。</li> </ul> </li> </ul>   |
| ホテルシステム保守    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルシステムソフト及び機器の保守点検を行う。</li> </ul> </li> <li>・対象機器               <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムソフト「はなぶさ pro」</li> <li>・サーバー 1 台、クライアント 2 台、外部記憶装置、無停電装置等</li> </ul> </li> </ul> |
| 除雪           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通路（施設北側を含む。）、駐車場の除雪を行う。</li> <li>・除雪した雪は、駐車場内の空きスペースに堆積する（原則として排雪は行わない。）。</li> </ul> </li> </ul>  |
| 源泉槽清掃消毒      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉槽（容量 100 m<sup>3</sup>程度）の清掃及び消毒を行う。</li> </ul> </li> </ul>   |
| 貯水槽清掃消毒      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉施設貯水槽（24 m<sup>3</sup>程度 1 基）の清掃消毒を行う。（農業構造改善センターは、直圧のため貯水槽は設置されていない。）</li> </ul> </li> </ul>   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 貯水槽水質検査            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉施設貯水槽（24 m<sup>3</sup>程度 1 基）の水質検査を行う。</li> </ul> </li> </ul>  |
| ストレージタンク清掃<br>消毒   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレージタンク（貯湯槽）（3 m<sup>3</sup>程度）の清掃及び消毒を行う。</li> </ul> </li> </ul>   |
| ばい煙濃度測定            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー排煙（3 基）のばい煙濃度の測定を行う。</li> <li>・測定項目：ダスト、SOX、NOX</li> </ul> </li> </ul>   |
| 浴槽系レジオネラ菌等水質<br>検査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽系統の浴槽、配管等におけるレジオネラ菌、大腸菌等の水質検査を行う。</li> </ul> </li> </ul>   |
| 防火対象物定期報告          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物の点検及び監督行政庁へ点検結果の報告を行う。</li> </ul> </li> </ul>   |
| 特殊建築物定期報告          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊建築物（建物及び建築設備）の点検及び監督行政庁へ点検結果の報告を行う。</li> <li>・床面積：温泉施設 約 2,700 m<sup>2</sup><br/>農業構造改善センター 約 1,000 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> </ul> |

- ・上記以外に見込まれる外部発注業務がある場合は、空白の行に記載すること。

#### キ 通信費

- ・電話回線、インターネット回線、郵便等に要する費用の見込を記載すること。

#### ク 使用料

- ・各部門で使用する物品等のリース料、テレビ受信料に要する費用の見込を記載すること。
- ・主要な項目を書き出せる場合は、空白の行に記載すること。

#### ケ 租税公課

- ・管理運営において要する税等の見込を記載すること。
- ・消費税の納税額は、収支計画には含まないこと。

#### コ 保険料

- ・指定管理者が加入する各種保険に要する費用の見込を記載すること。
- ・町所有の車両に係る自賠責保険料、任意保険料は、町が負担する。
- ・建物に係る災害保険（災害等による破損等）は、町が加入する。

## サ 販促費

- ・販売促進に要する費用の見込を記載すること。

## (3) 共通管理費

- ・売上原価、一般管理費に区分されない、事業者として共通して要する経費の見込を記載すること。

## 4 管理費用の見直しの対象となる燃料費・電気料の積算基礎

## (1) 燃料費

- ・A重油及び軽油は、単価の増減により管理費用の変更の対象となることから、計画単価及び積算数量を表に記載すること。

## (2) 電気料

- ・実績に基づく契約種別、単価をあらかじめ記載した。
- ・事業者がこれとは異なる契約種別により計画する場合は、その契約種別、単価等を記載すること。



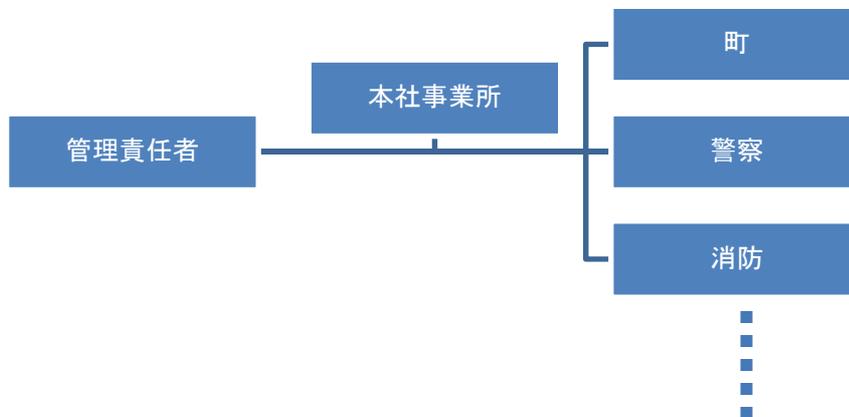
様式 7

平成 28 年度 ないえ温泉施設等指定管理者募集  
緊急時における連絡体制

緊急時における連絡体制及び施設設置者である町への連絡並びに処理等の方策について、  
図及び説明文により記載すること。

<連絡体制図>

体制図 記載例：



様式 8

平成 28 年度 ないえ温泉施設等指定管理者募集  
募集要項等に関する質問書

平成 年 月 日

奈井江町長 北 良 治 様

質問者 団体名  
所在地  
担当者 氏 名  
所 属  
連絡先電話  
電子メール

ないえ温泉施設等指定管理者募集要項等について、次のとおり質問を提出します。

| 質問対象 | <input type="checkbox"/> 募集要項 <input type="checkbox"/> 要求水準書<br><input type="checkbox"/> 資料 <input type="checkbox"/> 様式 <input type="checkbox"/> その他 | ページ番号：<br>資料・様式番号： |
|------|--|--------------------|
| 質問内容 |  |                    |

※一つの質問につき 1 様式を使用すること。